

一般社団法人日本救急救命士協会
賛 助 会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人日本救急救命士協会（以下本会という）の賛助会員及び賛助会費について定めるものである。

(賛助会員の受ける便益)

第2条 賛助会員は本会の事業目的の遂行を援助するとともに本会の調査、研究成果を利用する便益を受けることができるものとする。

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、定額年会費とし、次の各号に区分する。

- (1) 法人賛助会員 1口年額 12万円
 - (2) 個人賛助会員 1口年額 5千円
2. 賛助会員の口数は1口以上とし、個別に定める。

(賛助会費の納入)

第4条 賛助会費の納入時期は、次のとおりとする。
毎年4月末日まで

(退 会)

第5条 賛助会員を退会した場合、納入済みの賛助会費は返還しない。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決定による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。